

## 環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員会委員長 佐々木 努

- 1 日時  
平成 28 年 12 月 16 日（金曜日）  
午前 10 時 0 分開会、午前 11 時 45 分散会  
（うち休憩 午前 10 時 6 分～午前 10 時 7 分、午前 11 時 40 分～午前 11 時 44 分）
- 2 場所  
第 5 委員会室
- 3 出席委員  
佐々木努委員長、佐々木朋和副委員長、関根敏伸委員、阿部盛重委員、  
福井せいじ委員、千葉絢子委員、五日市王委員、千田美津子委員
- 4 欠席委員  
工藤勝子委員、木村幸弘委員
- 5 事務局職員  
菊池担当書記、遠藤担当書記、谷藤併任書記、菊池併任書記、千葉併任書記
- 6 説明のために出席した者
  - (1) 環境生活部  
津軽石環境生活部長、熊谷副部長兼環境生活企画室長、  
松本環境担当技監兼廃棄物特別対策室長、千葉若者女性協働推進室長、  
田中参事兼県民くらしの安全課総括課長、黒田環境生活企画室企画課長、  
小野寺環境保全課総括課長、小笠原環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長、  
田村資源循環推進課総括課長、清水自然保護課総括課長、  
高橋県民くらしの安全課食の安全安心課長、  
後藤県民くらしの安全課県民生活安全課長、  
菊池県民くらしの安全課消費生活課長、佐々木廃棄物特別対策室再生・整備課長、  
中里若者女性協働推進室青少年・男女共同参画課長、  
吉田若者女性協働推進室NPO・文化国際課長
  - (2) 保健福祉部  
佐々木保健福祉部長、細川副部長兼保健福祉企画室長、  
野原副部長兼医療政策室長、菅原医務担当技監、佐野医師支援推進室長、  
伊藤参事兼障がい保健福祉課総括課長、小川保健福祉企画室企画課長、  
藤原健康国保課総括課長、渡辺地域福祉課総括課長、近藤長寿社会課総括課長、  
後藤子ども子育て支援課総括課長、鈴木医療政策室医務課長、  
高橋医療政策室地域医療推進課長、赤坂医師支援推進室医師支援推進監

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 環境生活部関係審査

(議案)

議案第1号 平成28年度岩手県一般会計補正予算(第3号)

(請願陳情)

受理番号第25号 早池峰国定公園の保護を更に強化していただきたい請願

(2) 保健福祉部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 平成28年度岩手県一般会計補正予算(第3号)

イ 議案第24号 岩手県立療育センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

(請願陳情)

受理番号第31号 厚生労働省における受動喫煙防止対策強化措置について意見書提出を求める請願

(3) その他

次回の委員会運営について

9 議事の内容

○**佐々木努委員長** ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。工藤勝子委員、木村幸弘委員は欠席とのことですので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、環境生活部関係の議案の審査を行います。議案第1号平成28年度岩手県一般会計補正予算第3号、第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第3款民生費、第4款衛生費のうちそれぞれ環境生活部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**熊谷副部長兼環境生活企画室長** 環境生活部の給与関係補正予算につきまして、御説明申し上げます。議案(その1)の3ページをお開き願います。

議案第1号平成28年度岩手県一般会計補正予算(第3号)のうち、環境生活部の補正予算は、3款民生費、2項県民生活費の2,526万円余の減額と、4ページに参りまして、4款衛生費、2項環境衛生費の1億4,516万円余の減額でございまして、合わせて1億7,042万円余の減額補正でございまして、

補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。23ページをお開き願います。3款民生費、2項県民生活費、1目県民生活総務費につきましては、右側の説明欄に記載しております管理運営費の減額、それから28ページの4

款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費の管理運営費の減額並びに4目環境保全費の休廃止鉱山鉱害防止事業費の減額であります。いずれも職員の人件費につきまして、年間の所要額をもとに過不足分を調整し、補正しようとするものでございます。

以上が環境生活部関係の補正内容でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○佐々木努委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、環境生活部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第25号早池峰国定公園の保護を更に強化していただきたい請願を議題といたします。その後、当局から参考説明はありますか。

○清水自然保護課総括課長 お手元に環境福祉委員会資料ナンバー1を配付いたしておりますが、前回の常任委員会で御説明した内容から特に状況の変化がありませんので、新たに御説明する内容はございません。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○佐々木努委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 それでは、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いは、いかがいたしますか。

○千葉絢子委員 この請願の要旨を見る限りでは、具体的に何を課題としているのか記述がありません。口頭による補足がなければ、請願者の方の願意が正確に伝わらないような気がいたします。

参考までに、平成25年7月2日付で同じ請願者から提出されました、早池峰国定公園計画を改定することについて請願というものを見させていただきましたけれども、こちらは具体的な記述がなされているのです。つきましては、一つの御提案といたしまして、委員長及び副委員長から、この請願者に対して願意の確認をしていただいた上で、次の常任委員会に臨んではいかがでしょうか。

○佐々木努委員長 ただいま千葉委員から、一度請願者に願意等の確認をするべきという御意見がありました。

休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木努委員長 再開いたします。

それでは、私と佐々木朋和副委員長が請願者に、今回の議論等を踏まえて願意等を確認し、次回の委員会においてそれらを御報告した上で、再度審査をいたしたいと思っておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

よって、本請願は継続審査といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、それに伴い、議長に対して委員派遣承認要求が必要となりますが、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続きにつきまして、当職に御一任願いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって、環境生活部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から、公共関与型産業廃棄物最終処分場整備基本計画案の概要について、発言を求められておりますので、これを許します。

○松本環境担当技監兼廃棄物特別対策室長 公共関与型産業廃棄物最終処分場整備基本計画案の概要について御説明いたします。環境福祉委員会資料ナンバー2をごらんください。

まず、1の背景、目的ですが、平成7年から奥州市江刺区で運用しております公共関与による産業廃棄物処理施設いわてクリーンセンターについて、東日本大震災津波による災害廃棄物の処理を行ったことなどから、最終処分場の埋立終了時期が近づいております。このため、次の公共関与による産業廃棄物処理施設を整備すべく、平成25年3月に産業廃棄物最終処分場整備基本方針を策定し、整備に向けた手続きに順次着手してきたところですが、今般、公共関与型産業廃棄物最終処分場整備基本計画案をおおむね取りまとめましたので、概要を御報告するものです。表に示しましたとおり、平成27年3月には八幡平市に受け入れを受諾していただいております、同年9月にはいわてクリーンセンターと同様、事業主体を一般財団法人クリーンいわて事業団に決定しております。

次に、2の基本理念ですが、整備に当たりましては、産業廃棄物最終処分場整備基本方針及びいわてクリーンセンターでの経験を踏まえ、モデル施設の継承、安全性確保等の5項目を基本理念に掲げております。

3の全体施設の概要ですが、施設の種別はいわてクリーンセンターと同様、オープン型の管理型最終処分場で、整備予定地は右の位置図のとおり、八幡平市平館第2地割地内でございます。事業期間は1期15年を3期で45年、これに埋立終了後の水処理期間10年を

含めて55年としております。埋立容量は1期当たり約61万立方メートル、仮に県庁舎を升とした場合の7杯分となりますが、3期全体で約180万立方メートルでございます。埋立面積は約16ヘクタールでございます。主な施設としましては、貯留堰堤や遮水工のほか法令等で定められている施設を、基本理念である安全性確保、環境配慮及び経済合理性に配慮して配置いたします。全体イメージは図のとおりでございます。

最後に、4の整備スケジュールですが、事業主体であります一般財団法人クリーンいわて事業団において所要の事務手続を行いまして、この基本計画案を年度内に策定するとともに、並行して建設費の概算を含む基本設計を行います。その後、条例に基づく環境影響評価を行い、周辺環境整備として地域の水道の整備や道路の拡幅、歩道整備等を行った後、本体工事に着工する予定でございます。供用開始につきましては、現在のいわてクリーンセンターの埋立終了時期と調整した上で、産業廃棄物の処理に支障が生じないように、平成34年度から平成35年度を見込んでおります。

以上、八幡平市に整備予定の公共関与型産業廃棄物最終処分場整備基本計画案の概要について御説明させていただきました。

○佐々木努委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○五日市王委員 鳥インフルエンザについて伺います。

盛岡市の高松の池のハクチョウから、県内初の高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されたということですが、その後、青森県や新潟県などでも鳥インフルエンザの発生が確認されており、青森県では食用アヒルが感染して約2万3,000羽が処分され、新潟県の養鶏場でも2カ所で50万羽以上が処分される事態となっております。

これは大変危機的な状況でありまして、厳戒態勢をとられていると思うのですが、現状と対策について伺いたいと思います。

○清水自然保護課総括課長 本県における鳥インフルエンザの発生状況でございますが、野鳥につきましては、11月に盛岡市の高松の池のオオハクチョウ1羽から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されたところでございます。また、12月9日には滝沢市巣子で回収されたマガモ1羽からも鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認されて、現在は確定検査のため検体が北海道大学に送られておりますが、早ければ今週末ぐらいに検査結果が判明するということでございます。

また、全国の状況でございますが、野鳥に関しましては昨日の夕方5時現在で、12道県98事例の野鳥から鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認されているところでございます。家禽につきましては、新潟県、青森県の2県での4事例となっております。

安全対策につきましては、食の安全安心課長のほうから御説明いたします。

○高橋食の安全安心課長 県全体の危機管理についてでございますが、県では食の安全安心関係危機管理対応指針を設けておりまして、この中で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の対応を定めております。具体的には、警戒段階であるフェーズを設定しておりまして、同時期に全国の野鳥や家禽に鳥インフルエンザが発生した場合には、県が危機管

理連絡会議を開催しまして、関係部局間における情報共有等を行うこととしております。

また、東北地方の農場で鳥インフルエンザが発生した場合には危機警戒本部を立ち上げる事となっておりまして、先ほどの委員からの御指摘のとおり、11月に隣県の青森県の農場で鳥インフルエンザが発生いたしましたので、11月29日にこの本部を立ち上げたところでございます。

現在は農場への侵入防止等について、農林水産部が徹底して対策を行っているところでございますが、今後、万が一県内の農場で鳥インフルエンザの発生が疑われる事例が出た場合には、確定検査を行い、知事を本部長とする対策本部を立ち上げて、危機に対応することを想定しております。

**○五日市王委員** 東北地方は本来、鳥インフルエンザの感染リスクが余り高くない地域であると言われておりましたが、野鳥を完全にシャットアウトすることはできないと思えますし、幸いにといいますか、県内のブロイラー業者の農場では発生しておらず、そういう意味では影響は出ていないのですが、岩手県のブロイラー業者の中には青森県内に農場を持つ方もいらっしゃいますので、ここはしっかりと対策をお願いしたいと思います。

現在、全国で鳥インフルエンザが発生しておりますが、ブロイラー業界においては、鳥肉の価格等も含めて何か経済的な影響があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

**○高橋食の安全安心課長** まず、食の安全安心の確保につきましては、私どものほうでもホームページ等を通じまして、食品を介する感染など、日常生活で人が鳥インフルエンザに感染することは通常はないということを中心に、国内ではこれまでに鳥インフルエンザに感染した人は確認されていないことなどをアナウンスしております。

農林水産省が今回のH5N6型の鳥インフルエンザウイルスの病原性について調査したところ、人への感染はまず考えられないというような報告がありましたことから、まずは家禽への対策が重要になってくると思えますし、今のところ風評被害は発生していないと認識しております。

**○五日市王委員** 鳥肉の価格等については、畜産関係のことですからわかりませんか。

とはいえ、テレビの報道などを見ていますと、東京都あたりの鳥料理専門店などでは産地を切りかえるところもあるようですし、過剰反応といいますか、鳥を避けたりする方もいるようです。そのような情報をきちんと消費者の皆さんに伝えることが大事だと思いますので、よろしくをお願いします。

また、12月7日に我が会派で新年度の知事要望を行った際に、畜産関係ではありますが、今回鳥インフルエンザウイルスが検出されたことを踏まえ、県内の主要産業であるブロイラー産業に影響が出ないよう、関係機関や養鶏業者と情報共有を図るとともに、感染経路の究明や野鳥の監視などの防疫態勢の強化、ウインドレス化を初めとする家禽舎の改修などに努められたいという形で要望させていただいておりますので、ぜひともしっかりと取り組んでいただきたいと思います。最後にコメント等があれば、お伺いしたいと思います。

**○高橋食の安全安心課長** 私どもは、万が一に備えて今もさまざまな準備を進めていると

ころでございますので、対策の万全を期してまいりたいと思っております。

○佐々木朋和委員 食品衛生についてお伺いしたいと思います。

過日、日本農業新聞の一面に、屋外で第三者に餅を振る舞う餅つきイベントについて、衛生面から規制を行う自治体があるという記事が掲載されたところ、一部のメディアでも取り上げられて、不安をあおるような報道もあったところございました。実際にこれらの記事や報道を見ても、どういうことなのか不鮮明な部分もありますので、具体的に厚生労働省から規制を強化するような通達等が出されているのか、また、これから県としては餅つきに関してどのような対応をしていくのか伺いたいと思います。

○高橋食の安全安心課長 餅つきに対する規制に関する国からの通達等は一切ございませんが、委員御指摘のとおり、日本農業新聞その他のマスコミ報道等によって、保育所等で餅つきを自粛する動きがあるということを知っているところでございます。

その一端としまして、保育所等ではこの時期、食中毒よりむしろノロウイルスなどの感染症対策に四苦八苦しており、県内でもそのような状況にあるかと思えます。ノロウイルスは、10個程度のウイルス量があれば感染してしまうものですが、感染者の便1グラムには約1億個のウイルスが含まれると言われておりますので、単純に考えますと、例えば感染者の便10グラムで日本人全員が感染してしまうような非常に強い感染力があるということで、食品衛生の観点から、感染防止に向けた対策が重要であると考えます。

一方、餅というものは岩手県、特に県南地方における郷土料理でもございます。岩手県食育推進計画の中でも、郷土料理の伝承、推進を一つの柱立てにしているところでございますが、餅というものは非常に重要な食文化であると認識しております。一関地域の老舗の旅館などでは、古くからお振る舞いとして餅つきをしてお客様に振る舞ってきた実績がございます。これはただ単に長年続けてきたわけではなく、食品衛生の基本的な考え方をきちんと守って行っているというように認識しております。このような食品衛生にかかるノウハウを食文化と一緒に継承していくことによって、対応していくことができるのではないかと考えております。

○佐々木朋和委員 厚生労働省からも特別規制を強化するような通達等はなく、県としても従来どおりの対応であるということで、取り扱いに格段の変更はないことがわかり、大変安心したところでございます。

これから正月に向けて、県南地域だけではなく県内各地域でも餅つきイベントがあると思えますし、食文化の継承ということのほかにも、例えば外国人の方に餅つき体験をしてもらうなど、餅つきというものは、岩手県の重要なコンテンツになると思えます。

今回の発端となった、保育所等での抵抗力の弱い子どもたちに対する対策としての餅つきの自粛が、餅つきイベント全てに対する規制の動きのような形で広がってきたような思いがありますので、衛生面、安全面についてはこのように対策すればいいのだという餅つきのマニュアルのようなものを伝えて、食文化の継承等ともしっかりとバランスをとりながら行政を進めていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○千田美津子委員 私からは1点。放射能に汚染された土壌、特に小学校や幼稚園、保育所等に保管されている土壌の移動について、なかなか方針が示されないのですけれども、東日本大震災津波に伴う福島第一原子力発電所事故から間もなく6年になりますし、それぞれの学校等については、3年たったら絶対に撤去するという約束をしておりますので、県がリーダーシップをとって市町村と連携しながら対応していく必要があるのではないかなと思うのですが、その点についてお伺いいたします。

○小野寺環境保全課総括課長 学校あるいは保育所、施設等の除染した除去土壌につきましては、委員御指摘のとおり、県内3市町では大変御苦勞されているということを私どもも重々承知してございます。県といたしましても、国に対して、処分基準の早期提示について毎年要望を行っておりますが、国からはいまだに基準が示されていない状況でございます。

この件に関しましては、国ともいろいろと情報交換をしております、つい先日も意見交換を行ったところでございます。3市町の御意見もきちんと踏まえて、御要望に沿った形で対策を進めていただけるよう、さらに働きかけていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお伺いいたします。

○千田美津子委員 実は奥州市内では、大規模な小学校の統合が行われておりますが、除染した除去土壌がもとの学校にそれぞれ保管されたままになっておりまして、それらの管理も含めて、やはり限界が来ているのです。私も10月に環境省を訪れまして、汚染の程度が段違いではありますが、福島県では復興予算の中で一部対応しているという話を聞いてきたところですが、例えばそのような予算の中で取り組めることはないのでしょうか。現状を放置しているとは言いませんが、このままではやはりだめではないのでしょうか。

特に子供たちがかかわる施設ですので、もっと前向きで具体的な検討が必要ですし、そういう時期に来ているのだと思います。その辺についてももう少し踏み込んだ対応をお願いしたいと思っておりますので、もう一度お伺いします。

○小野寺環境保全課総括課長 小学校の統合等、さまざまな事情があたりになるということは私どもも伺っております。除染した除去土壌を仮に移動するという事になれば、どのように対応していくかということが現実面として出てくると思いますし、予算とも絡んでくる話でございますので、その辺も国にきちんと対応していただけるよう、ぜひとも進めてまいりたいと思っております。

○佐々木努委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 なければ、これをもって環境生活部関係の審査を終わります。環境生活部の皆様は退席されて結構です。御苦勞さまでした。

職員入れかえのため、若干お待ち願います。

次に、保健福祉部関係の議案の審査を行います。議案第1号平成28年度岩手県一般会計補正予算第3号、第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第3款民生費、第4款

衛生費のうち、それぞれ保健福祉部関係及び、第3条第3表、債務負担行為補正中、1追加中2並びに、議案第24号岩手県立療育センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上2件の議案は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○細川副部長兼保健福祉企画室長 議案第1号のうち、保健福祉部関係の補正予算について御説明申し上げます。お手元の議案（その1）の3ページをお開き願います。

議案第1号平成28年度岩手県一般会計補正予算（第3号）のうち、当部関係の歳出補正予算額は、3款民生費7,357万4,000円の減額のうち、2項の県民生活費及び5項の災害救助費を除く4,118万4,000円の減額と、4ページに参りまして、4款の衛生費2億2,518万7,000円の減額のうち、2項の環境衛生費を除く8,002万1,000円の減額でありまして、合わせて1億2,120万5,000円の減額補正であります。当部関係の補正後の歳出予算総額は、今回補正のない当部関係災害復旧費等を含めまして、1,415億2,692万7,000円となるものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。22ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1,128万9,000円の増額であります。右の説明欄にあります管理運営費は、職員給与費の補正でありまして、人事委員会勧告に伴う職員給与改定及び人事異動等に伴う年間の所要額の調整を行おうとするものであります。

また、被災地福祉灯油等特別助成事業費補助は、東日本大震災津波により甚大な被害を受けた沿岸地域の市町村が、高齢者世帯、障がい者世帯、またひとり親世帯であつて市町村民税の非課税世帯または生活保護世帯に対し灯油購入費等を助成した場合に、その経費の一部を補助しようとするものであります。

次に、24ページに飛んでいただきまして、3項児童福祉費、1目児童福祉総務費の2,784万8,000円の減額、4目児童福祉施設費の2,603万円の減額、25ページに参りまして、4項生活保護費、1目生活保護総務費の140万5,000円の増額、27ページに飛んでいただきまして、4款衛生費、1項公衆衛生費、1目公衆衛生総務費の2,282万1,000円の減額、29ページに飛んでいただきまして、3項保健所費、1目保健所費の6,388万1,000円の減額、30ページに参りまして、4項医薬費、1目医薬総務費の668万1,000円の増額、これらはいずれも職員給与費の補正でありまして、人事委員会勧告に伴う職員給与改定及び人事異動等に伴う年間の所要額の調整を行おうとするものであります。

続きまして、債務負担行為補正につきまして御説明申し上げます。議案（その1）の9ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正の1の追加中、当部所管事業は2の指定管理者による療育センター管理運営業務でありまして、岩手県立療育センターの指定管理業務について、期間を平成28年度から平成29年度までとし、限度額を4億200万円に設定しようとするものであります。

以上が保健福祉部関係の補正予算の内容であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○伊藤参事兼障がい保健福祉課総括課長 議案第 24 号岩手県立療育センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて御説明いたします。お手元の議案（その 2）の 162 ページをお開き願います。説明につきましては、便宜お配りしてございます資料により御説明申し上げます。

まず、1 の提案の趣旨につきましては、岩手県立療育センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、2 の議決を求める内容につきましては、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称は岩手県立療育センター、指定管理者となる団体の名称は社会福祉法人岩手県社会福祉事業団、指定の期間は平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 1 年間となっております。

次に、3 の指定管理者候補者の選定の経過等についてであります。外部有識者による岩手県立療育センター指定管理者選定委員会において審議をいただいた上で選定したものでございます。

まず、平成 28 年 10 月 12 日に第 1 回岩手県立療育センター指定管理者選定委員会を開催し、指定管理者候補者の選定方針を決定いたしました。その選定方針につきましては、4 のとおりでございます。平成 29 年度及び平成 30 年度の指定管理者の候補者は公募によらず、現管理者である社会福祉法人岩手県社会福祉事業団とし、指定管理者の指定は単年度ごとに行うというものでありまして、公募としない理由につきましては、平成 29 年度に予定している新センターへの移転を円滑かつ安全に行うため、現管理者の協力を得て移転計画の検討等を行っていること、また、移転後間もない平成 30 年度も、入所児（者）への環境の変化によるストレスの軽減や、安全に配慮した施設運営を確保する必要があるためでございます。

また、指定管理者の指定を単年度ごととする理由につきましては、現在医療施設、設備の追加等による建築工事等の設計変更や MR I 等の高額医療機器の選定を行っており、新施設での平成 30 年度の指定管理の仕様が確定できないためでございます。

ここで、また 3 にお戻りいただきまして、平成 28 年 10 月 14 日に現指定管理者に指定管理者指定申請書の提出を依頼し、平成 28 年 10 月 27 日に現指定管理者から平成 29 年度の指定管理者指定申請書の提出をいただき、平成 28 年 11 月 1 日に第 2 回岩手県立療育センター指定管理者選定委員会を開催し、指定管理者の候補者を選定したところでございます。

岩手県立療育センター指定管理者の選定に当たり御審議いただきました選定委員会の委員につきましては、(2)の表のとおりでありまして、学識経験者、障がい児療育等にかかわる医師、当事者団体の代表者に委員をお願いしたところでございます。

2 ページには、参考までに、平成 28 年度の岩手県立療育センターの管理運営の状況につ

いて記載してございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○佐々木努委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○福井せいじ委員 まず第1点目、今回は新しい岩手県立療育センターに移行することですが、これまで岩手県立療育センターにおいて指定管理者の公募を行ったときに、ほかに応募された方があったのかどうかお聞きします。

○伊藤参事兼障がい保健福祉課総括課長 応募者につきましては、社会福祉法人岩手県社会福祉事業団1者のみとなっております。

○福井せいじ委員 わかりました。

次に、第2点目ですが、資料2ページ、参考の平成28年度の管理運営状況の(6)に、医療法第1条の5の規定に基づく病院の運営とありまして、診療科が列記されておりますけれども、このような医療施設の運営に当たって、医師及び医療従事者の確保についてはどのような形で行うのか教えていただきたいと思っております。

○伊藤参事兼障がい保健福祉課総括課長 岩手県立療育センターの医師及び医療従事者のうち、まず医師につきましては、例えば岩手医科大学などさまざまな関係医療機関からの派遣もございまして、県のほうで確保を行うことになっております。

一方、看護師等の医療関係者につきましては、現在県の職員としての看護師もおりますが、あわせて社会福祉法人岩手県社会福祉事業団の職員としての看護師も両方いるような状況でございまして、いずれ今後は看護師等につきましても、社会福祉法人岩手県社会福祉事業団のほうが対応することとなっております。

○福井せいじ委員 本県では現在、医師の確保が非常に厳しい状況にあります。また、岩手県立療育センターは、特殊な医療を必要とする入所者が対象になるわけですけれども、そのような状況において、しっかりと医師及び医療従事者の確保ができるのかどうか、それが心配なのです。医師及び医療従事者については、どのような形で確保できるのでしょうか。

○伊藤参事兼障がい保健福祉課総括課長 岩手県立療育センターの医師の確保につきましては、御案内のとおり医師数が少ない中、なかなか厳しい状況ではございますが、例えば岩手医科大学等の関係医療機関に派遣をお願いするような形で確保に努めております。

岩手県立療育センターの利用者は重症心身障がい児(者)等になりますが、このような方々に対する医療の必要性につきましては、御理解いただいているものと考えております。

○福井せいじ委員 この岩手県立療育センターだけでなく、県内の重症心身障がい児(者)の入所施設については、やはり医師の確保がこれから大事になってくると思っておりますので、県内全体の施設に対しても目を配りながら、医師の確保に努めていただきたいと思います。

それに関連して、岩手県立療育センターが新センターへと移転するのですが、県内における重症心身障がい児(者)の入所希望者数について、今自宅で待機しているけれども新たに入所したいというような人がいるのかどうか、入所待機者の状況についてお聞き

したいということと、県内全体の施設の入所受け入れにかかるキャパシティー、現在の受け入れ状況及び運営状況について、今お答えできる範囲で教えていただければありがたいのですが、いかがでしょうか。

○伊藤参事兼障がい保健福祉課総括課長 平成 27 年 6 月から 7 月にかけて、重症心身障がい児（者）の方への実態調査やアンケート調査等を実施したところ、県内では重症心身障がい者の方が 588 人おられるということでございます。これは現在入院している方、入所している方、在宅の方も含めた人数となっております。

その在宅の方へのアンケート調査では、将来的に入所等を希望される方々が約 6 割ほどいらっしゃるという結果となっておりますが、人数については、今お調べいたします。

○福井せいじ委員 在宅の方のうち、入所を希望している方が 6 割ほどいらっしゃるということですが、私もそういった重症心身障がい児（者）の保護者の方々とお話をする上で、入所を希望する方はたくさんいらっしゃるのに、受け入れるキャパシティーがないという状況も存じ上げております。新センターへの移転によって、たくさんの方が入所できるのではないかという希望もあったのですけれども、人数が限定されているということで、今後はやはり、民間も含めた受け入れ施設を拡充していく必要があると思うのですが、岩手県立療育センターは、今後受け入れ人員の拡充等を考えておられないのか、お聞きしたいと思います。

○伊藤参事兼障がい保健福祉課総括課長 岩手県立療育センターの入所者数の定員につきましては、現在 60 床の病床で肢体不自由児等の受け入れを行っておりまして、おおむね半数程度の稼働率となっておりますので、まだ余裕がございます。

今回新しい療育センターに移転する際に、60 床の中で、特に重症心身障がい児（者）に配慮するような形で準備を進めているところでございます。

○福井せいじ委員 入所希望に対する受け入れのキャパシティーが、県内ではまだ少ない状況であると伺っておりますので、今後はぜひ民間事業者も視野に入れながら、このような受け入れの施設の拡充に努めていただきたいと思いますのでありますが、部長、いかがでしょうか。今後この重症心身障がい児（者）の受け入れ等に対する環境整備について、県としてどのように取り組んでいくか、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○佐々木保健福祉部長 重症心身障がい児（者）の方とその御家族が大変苦勞されているということは、私も存じ上げておりますし、実際親の会の方ともお話をしております。その御家族の負担をどのように軽減すればいいかということについても、委員会等で意見交換をしております。県のみでできるものではありませんけれども、委員から御指摘がありましたとおり、民間の事業所、あるいは国立病院機構岩手病院でも今回若干の増床をしたとのことですので、関係機関と協力しながら取り組んでまいりたいと思います。

○伊藤参事兼障がい保健福祉課総括課長 先ほどの入所待機者の人数の関係でございますが、平成 27 年 11 月 1 日現在の調査結果を見ますと、全体で 34 名の方が自宅で待機されております。これは、みちのく療育園、それから国立病院機構の花巻病院、岩手病院、釜

石病院の状況でございます。

○千田美津子委員 補正予算に関してお聞きしますが、被災地福祉灯油の補助事業が実施されるということで、非常によかったと思いますが、補助先が沿岸 12 市町村という説明がありましたので、補助先についてどのように見込んでおられるのかお聞きします。

○渡辺地域福祉課総括課長 被災地福祉灯油等特別助成事業費補助につきましては、事務的に沿岸 12 市町村の意向を確認しておりまして、一部の市町村がまだ態度を検討している最中でございますけれども、大半の市町村については実施する方向で、今準備を進めております。

○千田美津子委員 内陸に住所を移した被災者についてはこれまでどのようにされてきたのか、少しあやふやなところがありますので、まずはその点についてお聞きしたいことと、内陸でも、県や国の支援があれば福祉灯油を実施すると答えている市町村もありますので、その点についてもお聞きしたいと思います。

○渡辺地域福祉課総括課長 まず、内陸に住所や住まいを移された方もございますが、県といたしましては、住民票がどこにあるか、どこに住んでいらっしゃるかということではなくて、あくまでも市町村がそのような方々を対象にして支援するのであれば、県の支援対象としております。

実際には課税状況によって支援の対象者を把握するものですから、住民票を移されてしまうと、市町村では被災者の状況を把握しにくいということで、なかなか困っているというように聞いております。

もう一つ、内陸でも県や国の支援があれば福祉灯油を実施をするというお話につきましては、確かにそういう声もあろうかとは思いますが、この被災地福祉灯油の補助事業につきましては、東日本大震災津波で甚大な被害を受けて財政的にも苦しい市町村が、被災地の方たちに寄り添ったきめ細かい支援をする際に、県としても支援するという趣旨でございますので、申しわけないのですが、内陸の市町村に関しては対象外としているところでございます。

○佐々木努委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、保健福祉部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第 31 号厚生労働省における受動喫煙防止対策強化措置について意見書提出を求める請願を議題といたします。

本請願について、当局の参考説明を求めます。

○藤原健康国保課総括課長 受理番号第 31 号厚生労働省における受動喫煙防止対策強化措置について意見書提出を求める請願について、参考説明を申し上げます。便宜お手元に配付しております資料により御説明いたします。

最初に、平成 28 年 10 月に厚生労働省が示した受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）の内容について御説明いたします。まず、1 の受動喫煙防止対策を強化する必要性についてですが、1 点目、受動喫煙が健康に悪影響を与えることが科学的に明らかにされたことを挙げております。関連して、5 ページをごらん願います。ことし 9 月に厚生労働省がまとめた喫煙の健康影響に関する検討会報告書におきまして、肺がん、虚血性心疾患などの疾患について、受動喫煙との因果関係が明らかになったと報告されております。また、ことし 8 月の国立がん研究センターによる肺がんリスクに関する発表でも、受動喫煙のある人はない人に比べて肺がんになるリスクが約 1.3 倍になることなどが公表されたところであります。

1 ページにお戻り願います。受動喫煙防止対策を強化する必要性の 2 点目として、我が国では健康増進法及び労働安全衛生法により、施設管理者や事業者を受動喫煙防止措置を講じることが求められておりますが、努力義務にとどまっていること。また、国際的に見ると、我が国は、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の締結国として、国民の健康を保護するために受動喫煙防止対策を推進することが求められているとしております。

関連して 6 ページをごらん願います。WHO によるたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約、通称 FCTC についてでございますが、日本では平成 16 年に署名及び国会承認の上、平成 17 年 2 月に発効しております。締結国は、屋内の公共の場所等における受動喫煙防止対策を実施することが求められております。また、そのガイドラインでは、屋内の職場及び屋内の公共の場等について全面禁煙とすること、直ちに実施できない場合には最小限の例外を設けることができますが、その例外をなくすよう継続的に努力することが求められております。

公共の場所とは、6 ページ左下に記載されている①から⑧の施設を指しますが、これらの場所における屋内全面禁煙義務の法律等の施行に関する各国の状況は、6 ページの図のとおりとなっております。8 施設全てを屋内全面禁煙義務とする国は 49 カ国に及びますが、日本は努力義務にとどまっており、WHO からは最低レベルと判定されております。

1 ページにお戻り願います。受動喫煙防止対策を強化する必要性の 3 点目ですが、平成 25 年の厚生労働省の国民健康・栄養調査によりますと、3 割を超える非喫煙者が過去 1 カ月間に受動喫煙に遭遇するなど、対策が十分とは言えない状況にあるとしております。また、4 点目は、2020 年に東京オリンピック、パラリンピック、2019 年にラグビーワールドカップの開催を控えていることを挙げております。さらに、5 点目は、WHO と IOC は

2010年、たばこのないオリンピックを共同で推進することに合意しており、それ以降のオリンピック、パラリンピック開催地及び開催予定地においては、罰則を伴う受動喫煙防止対策を行っていることを挙げております。

こうした背景を踏まえ、2020年の東京オリンピック、パラリンピック等に向けて、国民のさらなる健康増進のために早急に受動喫煙防止対策の強化を図り、その実効性を高めることが必要であるとしております。

2ページをごらん願います。2の受動喫煙防止対策の具体策についてですが、まず基本的な方向につきましては、日本の受動喫煙防止対策をオリンピック、パラリンピック開催国と同等の水準とするため、従来の努力義務よりも実効性の高い制度とするとし、その方法としては、イギリスと韓国の混合型の制度を導入するとしております。

次に、新たに導入する制度の具体的な考え方についてですが、施設の用途、主たる利用者、利用者による施設選択の可否等を勘案して、次の①から③のとおり分類するとしております。①、多数の者が利用し、かつ他施設の利用を選択することが容易でない施設については建物内禁煙とするとし、官公庁等が該当します。②、特に未成年者や患者等が主に利用する施設については、より厳しい敷地内禁煙とするとし、学校、医療機関等が該当します。③、利用者側に他の施設を選択する機会がある施設や、嗜好性の強い施設については、原則建物内禁煙とした上で、喫煙室の設置を可能とするとし、サービス業等の施設が該当します。

3ページをごらん願います。受動喫煙防止対策の実効性を担保するための措置についてですが、まず、施設利用者には、喫煙禁止場所で喫煙しない義務を課すこととしております。次に、施設の管理者には、喫煙禁止場所の範囲や喫煙室の位置等を掲示する義務、喫煙禁止場所において喫煙器具等を設置しない義務、喫煙室の設備や構造を技術的基準に適合させる義務などを課すこととしております。また、義務違反者に対しては勧告、命令等を行い、なお義務に違反する場合は罰則を適用することとしております。

3の今後の立案作業につきましては、我が国における受動喫煙防止対策をオリンピック、パラリンピック開催国と同等の水準とすべく、必要な法律案を国会に提出することを目指すこととし、その際には、関係者の意見を踏まえながら調整を進め、できるだけ早期に作業を進めていくとしております。

4ページをごらん願います。これまで説明した内容をまとめた資料です。下段は、先ほど説明いたしました主な施設に係る受動喫煙防止対策の内容について、イギリス及び韓国と対比したものでございます。先ほども説明いたしましたように、日本は建物内全面禁煙とするイギリスと、喫煙室設置を認める韓国の混合型制度を導入するものでございます。

7ページをごらん願います。請願に記述のありました数値等の関連データでございます。1は、本県の葉たばこ生産等の状況ですが、耕作者数は全国1位、面積は全国5位、販売額は全国3位となっております。2は、本県のたばこ税の状況です。3は、食品関係営業施設のうち一般食堂、レストラン等の状況、4は、ホテル、旅館営業施設数の状況です。

最後に、8ページをごらん願います。(1)は、県が受動喫煙防止対策として行っている禁煙・分煙の飲食店・喫茶店登録事業の登録店舗数の状況。(2)は、ことし8月に創設した禁煙・分煙のおもてなし宿泊施設登録事業施設数でございます。説明は以上です。

○佐々木努委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○福井せいじ委員 今の説明で十分理解できなかつた部分や聞き逃した部分もあるかもしれませんが、受動喫煙防止対策に係る説明の中で、最後に分煙という言葉が出てきました。分煙によって受動喫煙を防止するという考え方は、世界にはないのですか。

○藤原健康国保課総括課長 WHO等は、基本的には分煙では完全な受動喫煙は防止できないという考え方に立っています。

○五日市王委員 質問ではなく意見です。どちらかというとならば葉たばこ生産者側の立場からの意見となりますが、今回の請願陳情の趣旨にもありますけれども、受動喫煙防止対策を強化することによって、喫煙者数や喫煙本数が減少していくことが懸念されます。先ほどの説明にもございましたが、本県の葉たばこの生産額は全国3位でありまして、市町村によってばらつきがありますが、本県は、市町村別で日本一の生産額となる市町村も抱えておりますので、やはり葉たばこ生産農家への配慮というものは必要であろうと思います。

罰則規制等により喫煙者数や喫煙本数が減少すれば、当然本県の葉たばこ生産額も減少し、ひいては地域経済の衰退にもつながりかねません。さらに、たばこ税は国税だと約2兆円超の税収、さらには消費税(後刻「地方交付税」と訂正)の税源にもなっておりますし、先ほど説明があったように、県税では15億円強、市町村税では95億円強、合わせて111億5,600万円余の税収となり、財政にも大いに寄与しております。さらに、今回の請願の中身に関しては、生産者側も受動喫煙防止対策の強化に係る法律をつくることに反対しているわけではなくて、吸う人も吸わない人もともに生きる文明社会の構築を目指しているものでございます。特に岩手県は、多くの葉たばこ生産者を抱える葉たばこの一大産地ですから、私は、本請願は採択とすべきであるという意見ですし、皆様方にも賛同をお願いしたいと思います。

○千田美津子委員 受動喫煙防止対策の強化については、日本医師会など多くの団体がこれを求める意見書等を出しているのですが、その状況と、それから県内の医師会はどのような対応をされているか、わかれば答弁をお願いします。

○藤原健康国保課総括課長 要望の関係につきましてはわかりかねますが、現在国は各団体からこのたたき台に対する意見を聞いておりまして、このヒアリングの中で日本医師会は、喫煙室を設けても完全な受動喫煙防止はできないとして、全面禁煙を求める回答をしていると聞いております。

また、このたたき台については日本看護協会が全面的に賛成しているほか、一般社団法人全国消費者団体連絡会、日本労働組合総連合会等も賛成していると聞いておりますが、飲食店関係などさまざまな関係団体については、たたき台に反対であったり、あるいはもう少し緩やかな対応を希望するところもあると承知しております。

○千田美津子委員 葉たばこの生産については、これまで国が推進してきた部分がありますので、先ほど五日市委員がおっしゃったように、葉たばこ生産者に対する配慮や何らかの大きな支援がなければ、多くの国民の理解を得る上で非常に問題があるといえますか、片手落ちになるのではないかと思うのです。ですから、葉たばこ生産量をふやすということではないのですけれど、国のほうでは葉たばこ生産者に対する配慮等についてどのように御検討されているのか、お聞きしたいと思います。

○藤原健康国保課総括課長 当部のほうではわかりかねますが、たたき台では分煙についても言及しており、関係省庁や関係機関からも、喫煙室の設置等に対する助成制度などについてさまざまな意見が出されていると思いますので、厚生労働省としても、そのようなことを総合的に勘案して検討されるものとは思っております。

○佐々木努委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木努委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

なお、ただいま採択と決定した本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 御異議なしと認め、さよう決定します。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○佐々木努委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思えます。

これについて、御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 なければ、これをもって意見交換を終結します。

お諮りします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定しまし

た。なお、文言の整理等については、当職に御一任願います。

以上をもって、保健福祉部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○千葉絢子委員 私からは、保育士の修学資金支援制度についてお伺いしたいと思います。その前提として、10月の調査時点での待機児童数を教えていただきたいと思います。厚生労働省が毎年4月と10月の年2回、待機児童数の調査を行っておりまして、10月分の調査結果は現在厚生労働省で取りまとめているところだと思っておりますが、恐らく県のほうでも取りまとめていると思っておりますので、最新の待機児童数をお聞きしたいと思います。

○後藤子ども子育て支援課総括課長 今委員から御質問のありました10月1日現在の待機児童数につきましては、現在市町村の数字を取りまとめまして、厚生労働省が確認を行っているところでございますが、まだ公表できる状況ではないと聞いておりますので、もう少しお待ちいただきたいと思います。

○千葉絢子委員 以前の本会議や常任委員会では、厚生労働省の公表を待たずに数値が提示されたこともありまして、実数としては把握していらっしゃるのではないですか。

○後藤子ども子育て支援課総括課長 その数値につきましては、現在厚生労働省と市町村とで確認を行っている最中でございますので、もう少しお待ちいただきたいと思います。

○千葉絢子委員 2月あたりに公表されても、結局来年度の対策は打てないわけです。今はもう来年度予算について検討する時期ですので、現時点で最新の数値をぜひ示していただきたいと思います。いつごろお示しいただけるのでしょうか。

○後藤子ども子育て支援課総括課長 年明けぐらいになるかと思います。

○千葉絢子委員 市町村ごとの数値について、私が持っているデータもあるのですが、それでも現時点で本当に数値が出せないのでしょうか。私の持っているデータでは、盛岡市では現時点で175人の待機児童がいるということで、待機児童の定義については、現在国で統一化を図っているということですのでけれども、これが新しい定義になりますと、盛岡市の待機児童は511人程度ということになります。

保育士がいないと子供を預けられないというのは当たり前ですが、その保育士が県内の養成校を卒業しても、必ずしも県内の保育所に就職していないという実態が問題となりまして、先日の保育士関係の3団体からの要望という形になったのだと思います。その場には部長にも同席していただきまして、直接要望書をお渡ししたところでございました。

さきの9月定例会の決算特別委員会では、佐々木努委員長が、保育士の修学資金支援制度の設置について、他県での取り組みを例に挙げながら要望を行ったところ、部長より、どのような形がいいのかということや、エリアを取り入れるなど、制度設計について検討するというような答弁があったと記憶しておりますが、その後何か動きがあったかお伺いしたいと思います。

○後藤子ども子育て支援課総括課長 今御指摘がありましたとおり、11月25日に保育士関係の3団体から要望をいただいた後、その3団体から、要望の内容をもう一度確認せよ

という意見があり、翌週の12月2日、最も会員数の多い岩手県社会福祉協議会の会長、副会長等に集まっていただき、意見交換会を行ったところでもあります。その中で、先日の決算特別委員会でも申し上げましたとおり、平成28年12月の保育士の定員充足率は99.4%であること、保育士の県内保育所等への就職者数は158人であって、7割程度が県内に就職していることなどを説明いたしました。

また、ことしの3月に県内の保育所に対する調査を行った結果、県内の保育所等で正規職員とフルタイムの非常勤職員の保育士の募集を行ったところ、184人の募集人数に対して187人が採用されたということで、県内の養成校の卒業者のうち、県内に就職した人数が158人でございますので、差し引き29人が県外の養成校の卒業者であるというようなことについても、説明をいたしました。

今後の県内の養成校の卒業者の見込みでございますけれども、今県内に養成校は五つありますが、盛岡大学の4年制の養成コースが平成30年3月に初めて卒業者を出しますので、そこで40人ふえる見込みです。また、現在二つの養成校から申請が出ておりまして、申請どおり認可されれば来年4月に開校する形となり、この2校によって、平成31年3月に90人程度の卒業者の増加が見込まれますので、このままの状況で推移する形となれば、平成31年3月の卒業者のうち県内就職者は、今よりも76人ぐらい多い大体234人程度となる見込みでございます。

保育士修学資金支援制度を創設した場合、県内の保育所等に就職できなければ、当然貸付金を償還しなければなりませんので、例えば234人程度の卒業者が県内の保育所等への就職を希望した場合に、保育所等側で全て受け入れることが可能かどうかということについても相談したところ、その点については、保育関連団体からは検討が必要であるというようなお話をいただいているところでございますので、今後はこれらのことも含めて保育関連団体等と協議をしていきたいと考えております。

○千葉絢子委員 平成31年には、県内養成校の卒業者のうち県内に就職する保育士が二百三十何人にふえる見込みであるとのことですが、ではなぜ県内で保育士が足りないかということ、1年や3年ぐらいでやめてしまう人が多いということなのです。若い人の補充がなかなかされないため、10年以上勤務するなど、保育士の平均年齢が上がっている実態があると思われまます。

保育士修学資金支援制度の何がいいかということ、義務履行期間が設けられているところにあると思います。少なくとも8年間県内の保育施設に就職すれば、貸付けの償還を免除するという点がメリットとなって、県内全体の保育士数の底上げに寄与するのではないかということが期待されるわけです。

一方で、県内養成校の卒業者の7割、年間160人ぐらいが県内の保育所等に就職したとしても、その1年後、3年後に何人残っているかということがやはり問題だと思いますので、現在の保育士の定員充足率が99.4%であって、県内養成校の卒業生が年々40人、90人とふえていくような見通しがあるというのは、もちろんそのとおりなのですが、

私は、実際現場にどれぐらい残していくか、保育需要はこれからどれぐらい伸びていくかというようなところも含めて、やはり修学資金支援制度というものが必要であると思っております。

潜在保育士の活用が進まない背景としては、就職後1年や3年で、家庭の事情等で1回やめてしまうと、それまでのキャリアが無になってしまうということもあるかと思えます。京都府でしたか、保育士に関してもキャリアパス制度を導入するような試みを始めているところもありまして、全国的にも、保育士にいかに関場に留められるかということ、頭を使って考えているところだと思うのです。

ですから、今の段階で保育士の定員充足率が99.4%であるとはいえ、どんどん子供の数も減っていきますし、定員をふやしたところで、そこがきちんと充足されるかという見通しは不確定要素であると思えますので、保育人材を県内につなぎとめるということで、やはり、保育士修学資金支援制度の導入について、改めて積極的に御検討いただきたいと思うのですけれども、部長、いかがでしょうか。

○佐々木保健福祉部長 保育士修学資金支援制度につきましては、さきの9月定例会の決算特別委員会でも申し上げましたとおり、どのような制度にするか吟味する必要があると思っております。また、ただいま委員からお話がありましたとおり、採用後1年から3年程度でやめる保育士が多いということもあろうかと思えます。

先ほど後藤総括課長からも答弁申し上げましたけれども、ことしの4月の採用状況を見ますと、募集人数を上回る採用人数となっており、その大部分が県内の養成校の卒業生であったものでございます。今はデータとしてはそれしかないものですから、募集に対して幾ら応募があつて、その結果どのような採用となったかというあたりを見てみる必要があると思っておりますし、採用後の早い時期にやめる方がどの程度いるのかというようなデータもとる必要があると思っております。

さらに、委員から御紹介がありましたとおり、キャリアパス制度等の取り組みもあわせて行う必要があるのだろうと思っておりますし、そうなりますと、県が単に修学資金支援制度をつくってそれで終わりというわけではなくて、関係団体と相談して、どのような制度にしていくのがよいか検討していく必要があると思っております。一度、岩手県社会福祉協議会の保育協議会と意見交換をしまして、こちらの考え方を述べた上で、保育協議会のほうでも傘下の保育所の方々と相談していただき、あるいは他の保育団体の意見を聞いてほしいと私どものほうからもお願いしておりますので、そのような意見を集約した上で、今後さらに検討していく必要があるかと思っております。

○千葉絢子委員 保育士修学資金支援制度をすぐに導入していただきたいのはもちろんですが、まずは保育士がどの程度必要とされているか、保育士の確保にどれぐらい取り組む必要があるかということを確認していただく必要があると思っております。導入をお決めいただくのは最終目標ですけれども、県外から就職した保育士の中にも、修学資金支援を受けている方が相当数いると伺っておりますので、やはり実態についてぜひ調査をして

いただきたいと思います。

例えば、その園全体での保育士の状況がどうなのか、1年、3年でやめる方がどれぐらいいるのかというところを、保育園の施設長などに丁寧に聞き取りしていただいて、制度設計に向けて前向きに取り組んでいただきたいということを改めて要望したいと思います。

○千田美津子委員 一つは、今の千葉絢子委員の質問に関連するのですが、10月現在の待機児童数をなぜ公表できないのですか。子ども子育て支援新制度がスタートして、制度の実施主体である市町村の責任において県を通じて厚生労働省に報告しているわけですから、なぜ数値を示せないのか、私は非常に疑問に思います。数値を調整しようとしているのかというようなことが疑われてしまいますが、その点についてお聞きしたいと思います。

○後藤子ども子育て支援課総括課長 ただいまの千田委員からの御質問についてでございますが、待機児童数につきましては、市町村から上がってきた数値を厚生労働省で再度確認した結果、数値が変わる場合が結構ありまして、それに伴い県内全体の数字もかなり変わることがあるものでございます。厚生労働省の確認完了までもう少しかかるということでございますので、それまでお待ちいただきたいということでございます。

○千田美津子委員 私は、数値が変わるといのはおかしいと思うのですが、どういう意味なのでしょう。例えば、隠れ待機児童の問題があるように、結局市町村の待機児童の定義や集計の基準がきちんと定まっていないということなのですか。

○後藤子ども子育て支援課総括課長 決して意図的なものではなく、実は市町村が集計をする際に誤りが多いということで、国から指摘等がされております。そのため、再度照会が来て確認をするような場合が結構ありますので、そのような点からお待ちいただきたいというところでございます。

○千田美津子委員 千葉委員もおっしゃったとおり、12月定例会は来年度予算への反映が可能となる時期なのですが、そのときに待機児童数が出ていないということは、さまざまな論議をする上で非常に不十分だと私は思います。最終的に多少数値が変わったとしても、市町村がそれほど待機児童数を間違えるわけではないのではないかと思いますので、県を通じて国に報告した以上、やはりその数値を出すべきではないかと思うのです。

先ほども言いましたが、保育の実施主体は市町村なので、確定と言えるのかどうかはわかりませんが、他の調査でもそれ程数値がころころ変わるようなことはないのではないかと思います。これまで公表してきた時期は変わっているわけですか。

○後藤子ども子育て支援課総括課長 調査の時期は大体例年同じでございますので、公表の時期もほぼ例年と同じになるかと思っております。速報値は間もなく出せると思いますので、厚生労働省にも確認いたしまして、後ほど御提供したいと思っております。

○千田美津子委員 これ以上の答弁はないのだと思いますが、今定例会の終了後に数値が提示されて、これについて議論するのは次の機会ということになるのだと思いますけれども、やはり私はそれでは不十分だと思います。県内の子供たちをどう育てるかということに関係するデータですので、訂正等があっても後で行えばいいわけですから、待機児童数

については、できるだけ早目に公表していただきたいと思います。私は、国に対してというよりも、県にそういう姿勢を貫いていただきたいと思いますので、要望しておきます。

二つ目は、きのうの本会議一般質問でも質疑がありましたが、台風第10号被災者の医療費、介護保険利用料等の免除措置についてお伺いします。国民健康保険の医療費一部負担金の減免については、宮古市、岩泉町、久慈市とも実施するようなのですが、介護保険サービス利用料の減免については、久慈市では行わないというように答弁されたと思いましたので、これについてはどういう状況なのかお聞きをしたいと思います。

○**近藤長寿社会課総括課長** 久慈市における介護保険利用料等の減免についてでございますが、久慈市では久慈広域連合が介護事業を進めておりますので、同連合に確認したところ、久慈広域連合では介護保険料の減免は実施しますが、介護サービス利用料の免除は実施しないとのことでございます。広域連合の負担等の話も出てくるでしょうし、介護保険財政の状況等を総合的に勘案し、判断した結果であろうと思っております。

○**千田美津子委員** 広域連合ということによる難しさもあるのかもしれませんが、今度の台風第10号災害では、宮古市、岩泉町、久慈市の被害が非常に大きかったということもありますので、やはり3市町が足並みをそろえて実施する方向のほうが大事なのではないかと思えます。県から指導するようなことではないのかもしれませんが、私は少し疑問に感じました。

また、国民健康保険の医療費一部負担金減免の期間については、どのように把握しているのかについてもお聞きしたいと思います。

○**藤原健康国保課総括課長** 久慈市における国民健康保険の医療費一部負担金の免除期間につきましては、今のところことしの12月31日までということでは把握しておりますが、この後さらに延長するかどうかについて、現在検討しているところでございます。減免期間につきましては保険者が定めますので、最初から長期に設定する場合や、まずは短期に設定の上延長する場合など、その辺は保険者によっていろいろな方法がございます。

○**千田美津子委員** 久慈市では免除期間の延長について検討されるということですが、介護保険サービス利用料の減免についても、ぜひ私は被災3市町で足並みをそろえる方向で実施してもらいたいと思いますので、久慈市と何らかのやりとりがある際は、ぜひそのようなことも助言いただければと思います。

次に、子どもの医療費助成に係るペナルティーについてお伺いします。現在国では、子どもの医療費助成に係る自治体へのペナルティーを廃止するかどうかについて盛んに議論が行われておりますが、就学前までの子どもの医療費助成に係るペナルティーが外された場合の岩手県の影響額は、確定ではないと思いますが、8,000万円程度という答弁があったように思います。

国からは、子どもの医療費無料化の拡大に利用してはいけないというような指導もあるようですが、私は岩手県としては、ペナルティーが外された分で、子どもの医療費の窓口負担軽減の対象年齢を、現在の就学前からこの際小学校卒業まで拡大する方向で検討すべ

きではないかと思しますので、その点についてお聞きしたいと思います。

○藤原健康国保課総括課長 子どもの医療費助成に係るペナルティーの関係につきましては、先ほど委員からもお話がありましたように、現在国のほうで、就学前まではペナルティーを科さない方向で検討されているようでございます。その際に現物給付に所得制限を設けたり、窓口での一部負担を求めるなどの条件をつけるか否かも含めて、年内に答えを出す方向で検討されていると伺っております。

岩手県の場合、現物給付は未就学児及び妊産婦も対象にしておりますけれども、未就学児に関しては、もし無条件での廃止ということになれば、現在市町村に科されている8,000万円程度のペナルティーがなくなるものと思われれます。

子どもの医療費助成の対象をさらに拡大するかどうかということにつきましては、もし拡大した場合、その部分にペナルティーが科される可能性もありますので、この辺は市町村と話し合っていかなければならないと思っております。

○千田美津子委員 最終的には、市町村の意向が非常に大きなウエイトを占めるということで、市町村と一緒に話し合いをしてもらうのはそのとおりだと思いますけれども、子供を持つ方々からは、現物給付の実施によってお金の心配をせずに病院を受診できて本当に助かったが、せめて小学校卒業まで対象を拡大してくれないかというような声を多くいただいております。そういう意味では、子供たちを本当に大事に育てる県として、県が率先して市町村をリードしながら、子どもの医療費助成の対象を拡大していただく絶好のチャンスではないかと思しますので、その点について部長にお聞きしたいと思います。

○佐々木保健福祉部長 子どもの医療費助成の対象拡大という趣旨の御質問だと思います。これまでも議会で多数の御質問、御要望、御提言をいただいているところであります。その答弁の繰り返しになってしまうかもしれませんが、子供の健全育成を図る上、あるいは定住人口の維持等を考える上でも、重要な視点の一つであると思っております。

一方で、本県においては多額の経費がかかるということもありまして、本県の保健福祉施策全体の中でどうあるべきかということを考えて、市町村とも意見交換をしながら、今後とも協議を進めていきたいと思っております。

○佐々木努委員長 ほかにありませんか。

○五日市王委員 先ほどの請願陳情の審査において私が意見を述べたとき、たばこ税について、消費税の税源と言ったかもしれませんが、地方交付税の税源と言いたかったものですので、訂正をお願いします。

○佐々木努委員長 訂正をさせていただきます。

なければ、これをもって保健福祉部関係の審査を終わります。保健福祉部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、1月に予定しております。

す閉会中の委員会についてであります。今回継続審査となりました請願陳情及び所管事務の調査を行いたいと思います。

調査項目につきましては、高病原性鳥インフルエンザ対策についてといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては、当職に御一任願います。

追って、継続審査及び継続調査と決定いたしました各件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続審査及び調査の申し出を行うこととしますので、御了承願います。

○千田美津子委員 委員長、確認したいことがあるのですが。

○佐々木努委員長 休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木努委員長 再開いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。